

経 営 の 状 況
(30年9月末)



愛媛県信用漁業協同組合連合会

1. 事業の概況

漁業を取り巻く環境は資源の減少、生産原価上昇や後継者不足等の課題が山積しており、特に、本県漁業の根幹である魚類養殖業は生産原価の高止まりにより収益が減少し、事業継続に支障をきたす漁家が増加傾向にあります。

こうしたなか、本会は、会員及び会員の組合員の負託に応えるよう、信用事業協同体の本来の役目である地域金融機関として、本会事業の基盤である「漁業」を守り、そして継続維持・発展させていくための取組みを実践していき、名実ともに「浜で一番信頼される金融機関」を目指しております。

また、本年度は中期経営計画（平成29年度から平成31年度）の2年目となりますが、本会が今後も愛媛県の漁業者・漁協にとって必要な組織であり続けるため、「新たなステージの創造」をコンセプトに進んで参りますので、今後とも一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○貯金

貯金は、夏のサマーキャンペーンとして、定期性貯金の特別推進を展開し、新規獲得約16億円（達成率80%）の実績となりました。

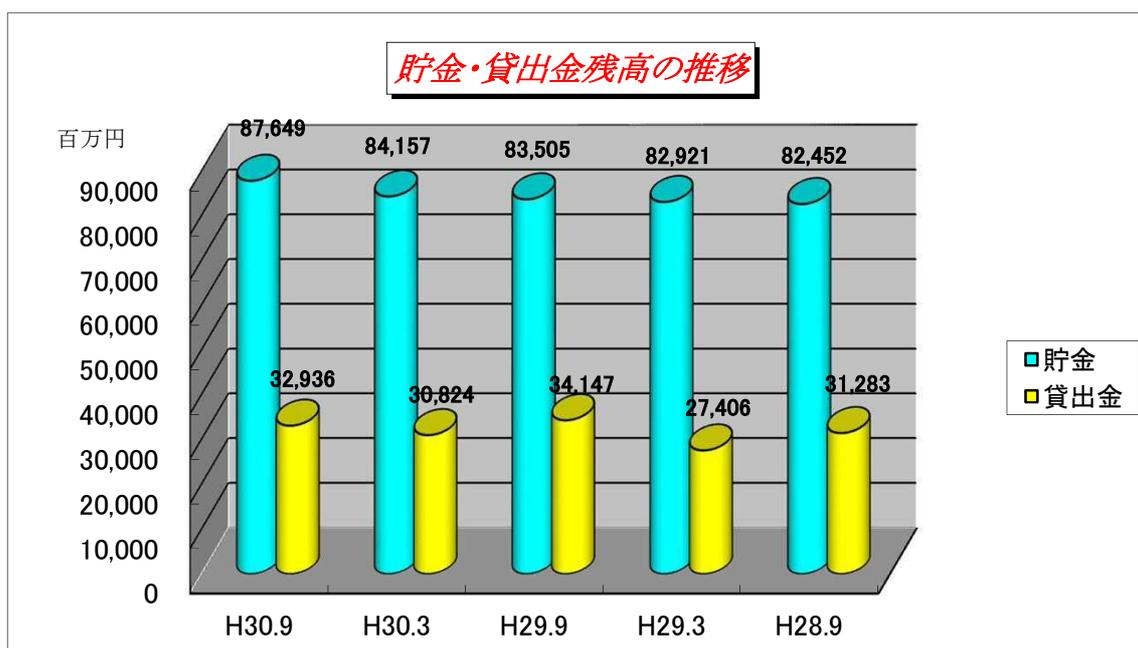
平成30年9月末信漁連貯金残高は、漁業経営費支払等による減少要因はあったものの、サマーキャンペーンによる増加や、養殖魚類の価格回復による販売額増加によって876億円（前年同期比41億円増）の実績となりました。

また、平残については、868億円（前年同期比28億円増）の実績となりました。

○貸出金

貸出金残高は、平成30年9月末で329億円（前年同期比12億円減）の実績となりました。

今期渉外者による取引深耕にて漁船建造資金等を漁業近代化資金にて積極的に取り組んでいるものの、前期下期での要改善JFの全国支援資金や緊急支援資金の約定償還及び信用事業譲受による預担相殺により前年同期比としては減額となりました。



○財務収支

漁業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、上半期における経常利益は71百万円、当期損失金は53百万円を計上しております。

自己資本比率は、「バーゼルⅢ」に従った算定の結果、17.71%となり国内基準の4%及び系統内ルールに示された漁協信用事業実施要件である8%を大きく上回り、高い健全性を維持しております。

2. 事業方針

JFマリンバンク基本方針に基づき、「信用事業安定責任体制(あんしん体制)」の強化と「浜の暮らしを守る信頼の金融」を実現に向け、本会の「中期経営計画」のもと「浜で一番信頼される金融機関」を目指して下記重点事項に全力で取り組んで参ります。

《 重点 取 組 事 項 》

① 事業推進(運動)

② 管理体制(実務)

(1) 事業推進(運動)

① 共通

- ・ 渉外担当者の浜への巡回頻度を増やし、取引シェア拡大を図ります。
- ・ 漁業金融機能強化と家計メイン化を柱として、相談による提案や問題解決に取り組めます。

② 貯金

- ・ 貯金については、貯金平残830億円の維持を目標に積立型貯金による組合員の資産形成促進や統一キャンペーンを実施します。
- ・ 取引先の融資シェアを伸ばすことでそれに伴う低コストの流動性貯金の平残アップを図ります。
- ・ 他行の金利攻勢が厳しい地域にあってはエリア別の推進策を工夫し対処します。

③ 融資

- ・ 融資については、貸出金平残328億円を目標に、融資渉外活動を積極的に展開し、個別提案型貸付の推進を実施し、融資の伸長の実現を図ります。
- ・ 国の施策である「浜の担い手漁船リース緊急事業」・「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」・「水産業競争力強化緊急施設整備事業」等にかかる漁業近代化資金を積極的に取り組みます。
- ・ 漁業者の生活基盤である住宅関連に伴う資金対応や、教育、マイカーローン等、生活関連資金について積極的な推進に努めます。
- ・ 融資先(漁業者・漁協)の経営管理・指導強化を図ります。

(2)管理体制(実務)

本会及び県下代理店を有効に機能できる体制を構築し、店舗運営体制の整備に努めます。

なお、大規模災害等発生時に対する取組みとして、業務継続計画に基づいたライフラインとしての店舗機能発揮を実現します。

次の取組みを実施します。

- ・コンプライアンス態勢の醸成
- ・店舗人員体制整備(人事ローテーションと職場離脱の徹底)
- ・各部門のエキスパートの育成
- ・研修教育の充実
- ・提案型相談機能強化(再生支援含む)
- ・事務処理マニュアルの充実
- ・融資先経営管理充実(漁協・漁業者)
- ・本会支所を含めた店舗再配置と渉外体制の強化
- ・金利体系、代理店手数料体系の見直し
- ・各項目のPDCA管理
- ・リスク管理態勢の強化
- ・業務継続計画の実効性の確保

3. 金融再生法開示債権(単体)

(単位:百万円)

	平成30年9月末	平成30年3月末	増 減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	723	220	503
危険債権	6,787	6,287	500
要管理債権	-	-	-
不良債権合計	7,510	6,507	1,003
正常債権	25,477	24,357	1,120

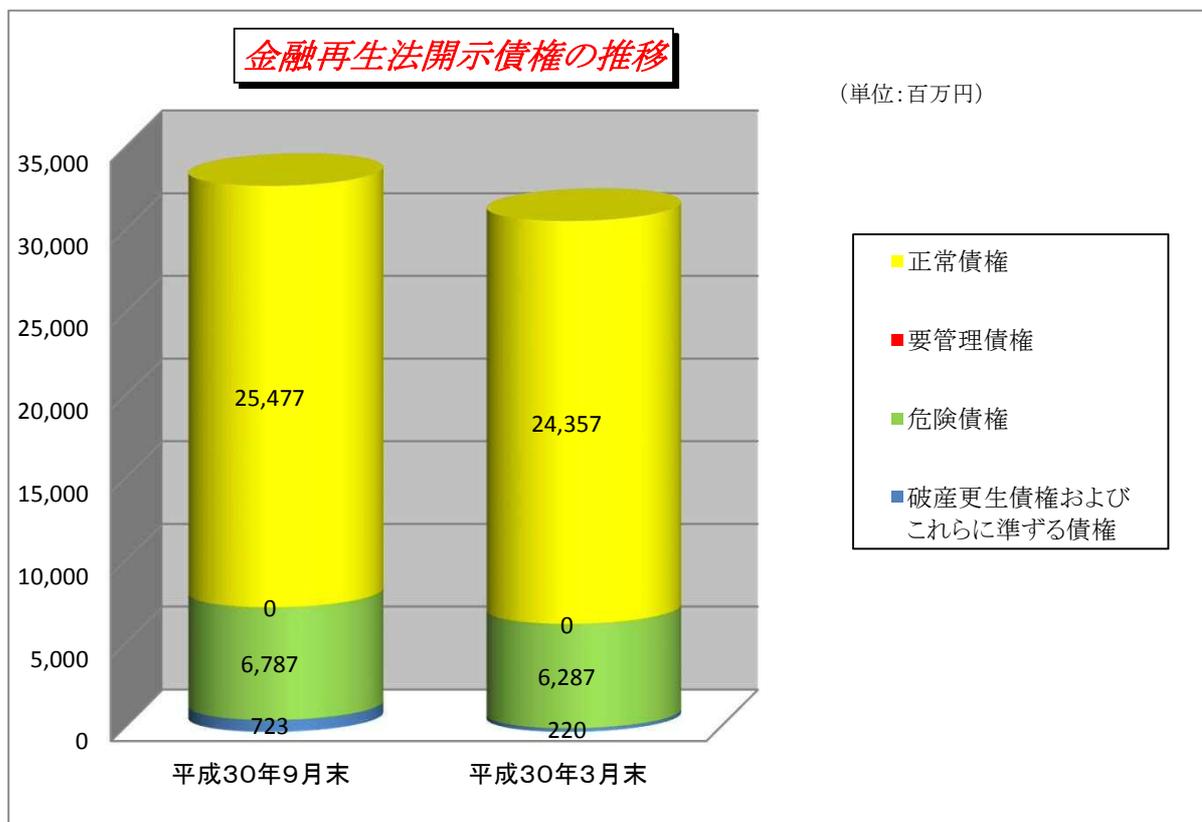
※平成30年9月末の債権額は次の方法により算定しています。

- ① 各債権額は平成30年3月末時点を基準として、対象債権残高を修正しています。
- ② 平成30年3月末以降に、債務者区分の変更が必要と認められる債務者については、9月末時点の対象債権残高を修正しています。

(注1)「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

(注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

(注3)「要管理債権」とは、基本的には、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。



4. 単体自己資本比率

平成30年9月末	平成30年3月末
17.71%	18.58%

5. 主要勘定残高の状況

(単位:百万円)

	平成30年9月末	平成30年3月末
貯金	87,649	84,157
借入金	3,000	2,400
貸出金	32,936	30,824
預け金	58,375	56,002
有価証券	—	—